



箱根町記者発表資料

春季火災予防運動の実施について

1 目的

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止して、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐため。

2 内容

(1) 実施期間：3月1日(火)～3月7日(月)

(2) 内容

- ◆ 防火ポスター展の開催
- ◆ 幼年消防クラブ員のはっぴ着用通園実施
- ◆ 幼年消防クラブ員を対象とした防火・防災教育実施
- ◆ 住宅防火対策の推進
- ◆ 特定防火対象物等を対象にした定期点検制度の推進
- ◆ 車両火災予防運動実施
- ◆ 山林火災予防運動実施
- ◆ 防災行政無線・消防車両（巡回）による防火広報実施
- ◆ 消防機械器具の点検・整備・保全実施
- ◆ 消防水利の調査・保全実施

照会先

箱根町消防本部消防総務課予防係 担当 遠藤

電話 0460-82-4505

E-mail fdyobou@town.hakone.kanagawa.jp

令和4年2月25日

報道機関各位

箱根町消防長 森 好 郎
(公印省略)

令和4年春季火災予防運動の実施に伴う協力について（依頼）

日頃から町消防行政につきましては、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、恒例の春季火災予防運動が全国一斉に実施されるにあたり、当町におきましても火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的に各種行事を計画しております。

つきましては、関係行事の掲載又は放映につきまして特段のご配慮を賜りますようご依頼申し上げます。

- 1 令和4年春季火災予防運動実施計画書
別紙のとおり

（ 事務担当は、消防総務課予防係
電話 0460 - 82 - 4505 ）

令和4年春季火災予防運動実施計画

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 統一標語

『 おうち時間 家族で点検 火の始末 』（令和3年度全国統一防火標語）

『 山火事を 防ぐあなたの 心がけ 』（令和3年度全国統一山火事予防標語）

3 実施期間

令和4年3月1日（火）から3月7日（月）までの7日間

4 実施区域

箱根町全域

5 実施機関

箱根町消防本部・消防署・消防団

6 協力機関

町内官公庁

箱根町防火管理者等協議会

町内幼年消防クラブ

町内各種団体

7 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (3) 山林火災予防対策の推進
- (4) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

8 消防本部の実施事項

(1) 広報活動の推進

ア 町広報誌による防火広報

町発行の広報誌「広報はこね」に、本運動の主旨及び実施内容等を掲載し、防火思想の普及と防火意識の高揚を図る。

イ 報道機関への協力依頼

情報を提供し、火災予防記事の掲載や火災予防行事の放映について依頼する。

(2) 防火ポスターの配付及び展示

防火広報を目的としたポスターを町内各事業所等に配付するとともに、当町で開催した防火ポスターコンクールにおいて応募のあった作品を公共施設に展示し、防火意識の高揚を図る。

(3) 幼年消防クラブ員の法被着用通園

期間中「火の用心法被」の着用通園について依頼する。

(4) 幼年消防クラブ員を対象とした防火・防災教育及び防火広報

アニメ映画の上映と着ぐるみを用いた防火・防災教育を実施する。（ソーシャルディスタンスの確保等、感染予防を徹底し実施する。）

(5) 住宅防火対策の推進

住宅用火災警報器の設置率の向上及び適正な維持管理の推進を図る。

(6) 特定防火対象物等を対象とした防火安全対策の徹底

対象施設を絞った重点査察を実施して、防火安全対策の徹底を図る。

(7) 車両火災予防運動の推進

ホテル等の自家用バスの防火安全対策の周知徹底を図る。

- (8) 山林火災予防対策の推進
入山者等に対する山林火災予防広報及び広報用標柱等の点検整備を実施する。
- (9) その他本運動の推進に効果があると認めるもの。

9 消防署の実施事項

- (1) 広報活動の推進
 - ア 懸垂幕等の掲出
各署所に所定の懸垂幕、横断幕、立看板等を掲出する。
 - イ 防災行政無線による防火広報
防災行政無線による火災予防広報を実施する。
 - ウ 消防車両による巡回広報
期間中、定期的に町内を巡回するとともに、空き地の火災予防活動を実施する。
- (2) 消防機械器具の整備保全
消防署所に配備されている機械器具の点検整備を実施する。
- (3) 消防水利の調査、保全
消防署所管内の水利状況の把握及び点検整備を実施する。
- (4) その他本運動の推進に効果があると認められるもの。

10 消防団の実施事項

消防機械器具の整備保全
消防団詰所等に配備されている機械器具の点検整備を実施する。

11 各実施事項の担当課

- (1) 消防本部の実施事項：消防総務課予防係
- (2) 消防署の実施事項：警備課
- (3) 消防団の実施事項：消防総務課庶務係

12 その他

広報、防火指導等の実施にあたっては、次の『住宅防火 いのちを守る 10のポイント』に関する広報を含めて行う。

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

○4つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない、させない。
- 2 ストープの周りに燃えやすいものを置かない。
- 3 こんろを使うときには火のそばを離れない。
- 4 コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

○6つの対策

- 1 (出火防止)
火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は**安全装置**の付いた機器を使用する。
- 2 (早期覚知)
火災の早期発見のために、**住宅用火災警報器**を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 3 (延焼拡大防止)
火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、**防災品**を使用する。
- 4 (初期消火)
火災を小さいうちに消すために、**消火器等**を設置し、使い方を確認しておく。
- 5 (早期避難)
お年寄りや身体の不自由な人は、**避難経路と避難方法**を常に確保し、備えておく。
- 6 (地域の助け合い)
防火防災訓練への参加、近隣同士の声かけなどにより、**地域ぐるみの防火対策**を行う。